

営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針

1. 基本的考え方

営繕工事における工期の設定に当たっては、公共建築工事における工期設定の基本的考え方（平成 30 年 2 月）に基づき多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因を考慮することとしている。

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

2. 猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

（1）猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間とする。

別記の算定例を参考に、猛暑による作業不能日数を算出する。

（2）工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む 猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）の 8 時から 17 時までとし、上記（1）に該当する時間を、過去 5 年の WBGT 値データに基づき算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を現場説明書に明示する。

（3）工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記（1）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記（2）において現場説明書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について工事打合せ簿を取り交わし、工期及び請負代金額を変更する。

3. 参考

環境省熱中症予防情報サイト：https://www.wbgt.env.go.jp/#alert_map_area

別記

算定例 長崎地点の工事期間が8月13日から12月13日までの場合の作業不能日数の算定

長崎地点の猛暑日日数一覧（県内の猛暑日一覧より抜粋）（単位：時間）

	8月	9月	10月	
2019年	29	10	0	
2020年	59	1	0	
2021年	30	0	0	5年間平均の猛暑時間
2022年	14	2	0	8月 30.4時間
2023年	20	0	0	9月 2.6時間
平均	30.4	2.6	0	10月 0時間

作業不能日数 = {8月の猛暑時間 × (19日間〔8/13~31〕／31日間) + 9,10月の猛暑時間} ÷ 8

= {30.4 × (19/31) + 2.6 + 0} ÷ 8

= 2.6540 → 3日（小数点以下第一位を四捨五入）

※11月1日から12月13日は対象外（WBGT値公表の対象期間は4～10月）のため、8月13日から10月31日までの猛暑時間から作業不能日数を求める。

※8月13日は、月の途中のため、当該月の猛暑時間を日割りする。

よって今回の例では工事期間に3日間を加算する。